

保護者の皆様

江田島市立江田島小学校
校長 畠藤 邦子

新型コロナウイルス感染症による出席停止及び再登校について

平素から、本校の教育に対し、ご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により、出席停止の措置を講じます。出席停止の間中は医師の指示に従って療養してください。欠席扱いにはなりません。

また、病状が回復し登校する際には、必ず医師からの指示（登校許可）に従うとともに、「新型コロナウイルス感染症に関する治癒報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、再登校の際に学級担任に提出してください。

※発症後10日は、マスク着用推奨となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【出席停止について】

- 学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 新型コロナウイルス感染症による出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。

(例)

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
						

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
							

発症 

症状軽快 

登校可能日 

※ 発症した翌日を1日目と数えます。

※ 「症状が軽快」とは解熱剤等を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

【保護者記入欄】

記入日 令和 年 月 日

学校長様

新型コロナウイルス感染症に関する治癒報告書

次の通り、報告します。

1. 発症日（発熱等の症状がでた日）：	月	日
2. 陽性が確定した日	：	月 日
3. 症状が軽快した日	：	月 日
4. 受診した医療機関名（	）	
5. 再登校についての医師の指示事項など	（	
	）	

上記の医師の指示により、令和 年 月 日より登校させます。

児童名 _____ 年 組 _____

保護者名 _____